

神戸市道路公社箕谷駐車場管理規程施行規則

(目的)

第1条 この規則は、神戸市道路公社箕谷駐車場管理規程（以下「規程」という。）の施行について必要な事項を定めるものとする。

(駐車券の交付)

第2条 駐車場を利用する者（以下「利用者」という。）は、入庫の際、駐車券の交付を受けなければならない。ただし、規程第6条第2項の定期駐車券（以下「定期駐車券」という。）の発行を受けた場合は、この限りではない。

(駐車料金の額等)

第3条 駐車場の料金の額及び定期駐車券の料金の額は、別表のとおりとする。

(料金の免除等)

第4条 規程第9条第3号に規定する理事長が定める自動車は、次に定めるとおりとする。

(1) 駐車場の管理業務に関わる自動車

(禁止行為)

第5条 駐車場においては、次に掲げる行為をしてはならない。

- (1) 他の自動車の駐車を妨げること。
- (2) 駐車場の施設を汚損し、又は損傷すること。
- (3) 前2号に掲げるもののほか、駐車場の管理上支障を及ぼすこと。

(定期駐車券の無効等)

第6条 理事長は、不正に使用された定期駐車券については無効とし、その後の当該不正使用をした者に対する定期駐車券の発行を停止することができる。

(定期駐車券の発行の中止)

第7条 理事長は、駐車場の利用の状況等を勘案し、定期駐車券の発行が適当でないとする場合には、定期駐車券の一部又は全部の発行を中止することができる。

(定期駐車券の発売に係る領収書の発行)

第8条 定期駐車券を販売したときは、必要に応じて所定の領収印を押印した領収書を発行しなければならない。

(駐車券等の様式)

第9条 駐車券、定期駐車券、領収書及び領収印の様式は、次に定めるとおりとする。

- (1) 駐車券 様式第1号
- (2) 定期駐車券 様式第2号
- (3) 領収書 様式第3号
- (4) 領収印 様式第4号

(定期駐車券の解約)

第10条 駐車場の休止、廃止または、理事長が特別な理由と認める場合は、徴収済の料金の返還について定めることができる。

(施行細目の委任)

第 11 条 この規則の施行について必要な事項は、経営企画部長が定める。

附 則

(施行期日)

- 1 この規則は、平成 30 年 5 月 1 日から施行する。

附 則

この規則は、令和元年 10 月 1 日から施行する。

附 則

この規則は、令和 2 年 4 月 10 日から施行する。

附 則

この規則は、令和 4 年 7 月 1 日から施行し、令和 4 年 4 月 1 日から適用する。

附 則

この規則は、令和 6 年 4 月 1 日から施行する。

別 表

	駐 車 料 金	定期料金
第 1 駐車場	最初の 1 時間は無料，以降 100 円/ 1 時間 1 日上限料金 500 円 (入庫した日の翌日午前 1 時まで) PiTaPa カード精算の場合は 10%割引とするが、 1 日上限料金の場合は 8%割引	全日定期券 1 ヶ月 10,000 円
第 2 駐車場	1 日 1 回 500 円 (入庫した日の翌日午前 1 時まで) ただし，PiTaPa カード精算の場合は 460 円	

様式第 1 号

<h2>箕谷駐車場 駐車券</h2> <p style="text-align: center;">入庫年月日 時間 _____</p> <p>(ご注意)</p> <ul style="list-style-type: none">・紛失・折り曲げ・破損しないようにして下さい。・当駐車場における事故・盗難・災害等は一切責任を負いません。・料金精算機は 1 万円札・5 千円札・2 千円札はご利用になれません。・PiTaPa ご利用のお客さまは、駐車券挿入後カードリーダー左側の精算ボタンを押した後、PiTaPa カードをカードリーダーにかざしてご精算下さい。・係員に御用のお客様は、備え付けのインターホンをご利用下さい。

縦 5.4 c m 横 8.6 c m

(表面)

<p>箕谷駐車場定期券 (第1・第2駐車場共通)</p> <p>定期券番号 _____ 有効期限 _____</p> <p>神戸市道路公社</p>

(裏面)

<p>注意事項</p> <ol style="list-style-type: none">1. 本券は箕谷駐車場以外利用できません。2. 本券は磁気使用のため、磁石のそばに置かないで下さい。3. 本券は直射日光が当たるような場所への放置はさけて下さい。4. 本券の再発行はいたしません。 <p>神戸市道路公社</p>

縦 5.4 c m 横 8.6 c m

